

## 東京石桜同窓会々則

第1条（名称）本会は東京石桜同窓会と称する。

第2条（目的）本会は会員相互の情報交換及び親睦を図り、交誼を厚くし、母校の繁栄に寄与することを目的とする。

第3条（会員）本会会員は、旧制・新制岩手中学、岩手高校の卒業生と在籍したことのある者で構成する。

本会に名誉会員を置くことができる。

第4条（事業）本会は目的遂行のため次の事業を行う。

総会及び懇親会の開催

名簿の発行

その他必要と認めた事項

第5条（総会）本会は年1回総会を開催する。

第6条（役員）本会に次の役員を置く。

会長——1名、副会長——3名

常任理事

理事——各学年1名以上若干名

監事——2名、事務局員——若干名

本会に常任理事会の推薦により名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

### 2 (役員の役割)

会長 会を代表し、その統括をする。

副会長 会長を補佐し、不在の時は代行する。

常任理事 常任理事会を構成し、会の事業の企画運営実施を行う。

理事 学年を代表し、その統括と伝達を行う。

監事 会の会計監査を行う。

参与 常任理事会に助言を行う。

事務局 広報並びに会の事業の事務を行う。

### 3 (役員の選出)

会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

任期は2年とし、再任をさまたげない。

副会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

任期は2年とし、再任をさまたげない。

常任理事 理事の中から会長・副会長が協議の上指名する。

理事 学年毎に選出する。

監事 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

事務局 本会の事務局を株三田商店東京支店に置く。

第7条 本会の会則の改正は総会の決議による。

附 則 1 本会則は昭和58年11月6日より施行する。

2 改訂 平成10年9月26日

3 改訂 平成26年9月26日